

☆児童生徒の出席停止措置基準☆

令和3年1月12日時点

(1)児童生徒本人の感染が判明または「濃厚接触者」と特定された場合

①児童生徒の感染が判明



【出席停止】

＜開始日＞

感染が判明した日（判明前から欠席している場合は最終登校日の翌日）



＜終了日＞

専門医等が快癒を認める等により登校を許可したとき

②児童生徒が「濃厚接触者」



【出席停止】

＜開始日＞

濃厚接触者と特定された日（判明前から欠席している場合は最終登校日の翌日）



＜終了日＞

原則は、感染者と最後に濃厚接触した日の翌日から起算して2週間。

ただし、期間中に児童生徒の感染が判明した場合は(1)-①へ

※検査で本人が陰性となれば、保健所等の指示する期間

(2)児童生徒の同居家族の感染が判明または「濃厚接触者」と特定された場合

①同居家族の感染が判明



【出席停止】

＜開始日＞

児童生徒が濃厚接触者と特定された日（判明前から欠席している場合は最終登校日の翌日）



＜終了日＞

原則は、感染者と最後に濃厚接触した日の翌日から起算して2週間。ただし、期間中に児童生徒の感染が判明した場合は(1)-①へ

※検査で本人が「陰性」となれば、保健所等の指示する期間は出席停止

②同居家族が「濃厚接触者」



【出席停止】

＜開始日＞

同居家族が濃厚接触者と特定された日



＜終了日＞

「濃厚接触者」と特定された同居家族のPCR検査がわかるまでは出席停止とするが、その同居家族の感染が判明し、児童生徒が「濃厚接触者」と特定された場合は(1)-②へ

※検査で濃厚接触者に特定された同居家族が「陰性」となれば、保健所等の指示する期間は出席停止

(3)児童生徒本人に発熱等の風邪症状が見られる場合

①児童生徒に発熱等の風邪症状がある場合



【出席停止】

②児童生徒がPCR検査を受けた場合



【出席停止】

＜開始日＞

症状が出た日



＜終了日＞

快癒の翌日から3日後。または、医師等が快癒を認める等により登校を許可したとき

＜開始日＞

症状が出た日



＜終了日＞

結果が「陰性」となった場合は、保健所等の指示する期間
なお、児童生徒の感染が判明した場合は、(1)-①へ

(4)「濃厚接触者」ではないが、児童生徒の同居家族に発熱等の風邪症状が見られる場合

①同居家族に発熱等の風邪症状がある場合



【登校可能(原則)】

ただし、

「同居家族の症状が重症である場合」や
「同居家族が感染拡大地域に勤務あるいは
通学しているなど、状況的に感染している
恐れが高い場合」は、【出席停止】

＜開始日＞

同居家族の症状が出た日



＜終了日＞

同居家族の快癒から3日後、または、医師等により、新型コロナウイルス感染の恐れがないと認められたとき

②同居家族がPCR検査を受けた場合



【登校可能(原則)】

ただし、

感染拡大防止の観点から、あるいは保護者の意向等で結果が出るまで登校を控える方が望ましいと判断した場合は、【出席停止】

＜開始日＞

同居家族の症状が出た日



＜終了日＞

同居家族の「陰性」が判明した場合、保健所等の指示する期間。なお、同居家族の感染が判明し、児童生徒が「濃厚接触者」と特定された場合は、(1)-②へ